

平成20年 第3回定例会一般質問

○副議長 辻本 一夫君

10番、益田議員の一般質問を許します。10番、益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

おはようございます。10番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、飼い犬、猫のふん・尿害等の防止についてお尋ねいたします。

この問題については大変迷惑している等の声が多く寄せられますが、なかなか解決は難しく、時にはトラブルも発生しております。そこで、飼い犬、猫のふん・尿害等の防止条例を制定してはと思いますが、いかがでしょうか。

次に、各種税及び利用料についてお尋ねいたします。

1、滞納額及び過年度、現年度徴収率について、2、滞納整理の取り組み及び徴収率向上への対策についてお尋ねいたします。

次に、公共交通機関についてお尋ねいたします。

北九州市営バスの平成19年10月14日のダイヤ改正により、山鹿、大城、栗屋方面を初め、町民に不便が生じております。早急な対策が必要だと思いますが、タウンバスの運行状況も含め対案がありましたらお願ひいたします。芦屋町においての交通機関の充実、商店街の活性化は、町民にとっての必須条件だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、交通費の助成についてお尋ねいたします。

1、学生（小・中・高・大生）時の交通費が生活に大きく負担をかけ、現実的悩みの一つであります。当町の利便性からいってもこの問題は芦屋町に住んでいる以上、避けて通れない問題であります。そこで、教育の一環として交通費の助成をと切に願うのですが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○副議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、益田議員のご質問の1点目の飼い犬、猫のふん・尿害、それから2点目の各種使用料の徴収率及び徴収向上に向けての取り組み、それから3点目の公共交通機関についてということで、一括してご答弁をさせていただきます。

まず1点目の、飼い犬、猫のふん・尿害でございます。

これにつきましては、猫と犬と一緒にというわけにはなかなかいきませんが、飼い犬のふん害等につきましては県条例及び町条例で、飼い主の責務を設けて、きちんと処理をお願いしている

ところでございます。しかしながら県条例につきましても町条例につきましても、違反した場合の罰則の適用は設けてないが現状でございます。

また、猫につきましては、飼い猫と野良猫の区別がなかなかつかない。あるいは猫が愛玩動物ということで、県でもこうした条例はなく、町でも条例を設けてない状況でございます。

ご指摘のふん害の防止というのは確かに私どもも耳にしておりますが、郡内及び近隣の市町村においても条例措置をしているところはございません。苅田町が16年度からやっているということは私どもも察知しております。

しかしながら、こういった条例設置状況ではございますが、一方では私どもの生活環境係の方には住民の方からいろいろなふん害に対する苦情等もございますので、これは昨今の状況を十分に踏まえ、苅田町の条例の中身もきちんと精査して検討していきたいと考えているところでございます。

苅田町は罰則規定を設けておりますが、罰則規定ということになりますと、警察との協議も必要になりますので、こういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の使用料及び徴収向上でございます。これは私どもの所管の保育料について答弁させていただきます。

保育料の徴収率につきましては現年度が96.6%、過年度が37.9%でございます。——失礼いたしました。19年度の滞納額は現年度で255万3,900円でございます。過年度につきましては320万8,410円、合計で576万2,310円でございます。徴収率につきましては先ほど述べましたとおり現年度で96.6%、過年度で37.9%、トータルで92.6%ということでございます。

徴収向上対策といたしましては滞納者の個別指導、滞納が早目にわかった段階で呼び出し等をかけまして徴収強化を図って、滞納額を抑えていきたいというふうに考えております。

ただ保育料につきましては児童福祉法の観点で、いかに滞納があるからといって入所拒否ができませんので、早目に保護者にそういう趣旨を訴えながら徴収の向上に努めていきたいというふうに考えております。ただ、長年に渡る滞納、即悪質ということではございませんが、そうした方に対しましては、これは地方自治法の観点からも、単独ではできませんけども町税担当課と連携しながらその方の財産調査をやり、また差し押さえ等の滞納処分もできることになっておりますので、最悪そうした方については滞納処分等を行い、保護者に不公平感のないように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の公共交通機関でございます。

これは、きのうのいろんな人口対策の議論中で交通の便ということが出ておりました。芦屋町には市営バスそれからタウンバス、巡回バス等がございます。

ご指摘の市営バスにつきましてダイヤ改正が17年、18年、19年度に行われております。17年度から18年度のダイヤ改正におきましては、出発便が3便減少しております。当初36便ございました。これが3便減少して33便になっております。到着便につきましては36便で変わっておりません。ところが19年度の改正が行われまして、平日はほぼ同数でございます。逆に土日の出発便、日曜の到着便については逆に4本の増便になっているところでございます。

ただ、議員ご指摘の、便数は変わらないのですが出発・到着箇所で大幅な変更が起こっているところでございます。と申しますのは、第2粟屋が平日で出発便が5便減になっております。到着便が9便減になって、この分が鶴松団地どまりということでございます。したがいまして、今まで第2粟屋まで行っているのが9便減り、鶴松どまりに変更になっております。

これにつきましての早急な対策とのご指摘でございますが、この鶴松団地と第2粟屋間の乗客がどれぐらいあるかということを交通局に依頼をして調査をしております。この間の一台平均の乗った方が1.2名、おりた方がお一人という状況でございまして、これはダイヤが改正された19年の10月以前も後も大体同じような状況でございます。

ということで、単なる増便をということは非常に難しいのではないかと考えております。

ただ、実際には便数の範囲の中で影響を及ぼさない程度でダイヤの調整と申しますか、例えば第2粟屋間の便数をもう少しふやす。その時間帯とかも含めまして、実情に合ったダイヤ改正の要望を聞いていただくような話を進めてまいりたいと思っております。

前回のダイヤ改正の際にも、東小とか中学校とかの子どもさんとかの利用もおられるということで、この辺の要望は交通局も聞いております。ですから、次回のダイヤ改正につきましては、情報が入りましたら、事前に関係団体も一緒に、入っていただいて協議を進めたいと考えておるところでございます。

なお、タウンバスとの連携ということでございます。ただタウンバスの主たる用途が、遠賀川駅に通勤通学を含めた買い物等の利用をということで、遠賀川駅の電車の発着に合わせてダイヤを編成しております。したがいまして、これをリンクさせるということにつきましては、なかなか難しいと考えますが、これもできるだけ調整できる範囲で、うまく活用できるような連結も含めて、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

質問の2番目であります各種税及び利用料についてで、要旨1、2を続けて答弁させていただ

きます。

まず、要旨 1 の滞納額及び過年度、現年度徴収率についてでございますが、本町の主要な自主財源であります税につきましては普通税の個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税と目的税の国民健康保険税があります。このうち主な税としての個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の平成 19 年度の状況でございますが、徴収率では現年度分の町民税が 98.1%、固定資産税が 97.8%、国民健康保険税が 94.6% となっております。滞納分でございますが過年度分でございますが、町民税が 10.6%、固定資産税が 6.1%、国民健康保険税が 8.0% でございます。

また、この 3 税の 19 年度末の現年度分と滞納分の合計未納額、滞納額でございますが、町民税が 5,312 万 4,241 円、固定資産税が 7,954 万 8,867 円、そして国民健康保険税が 1 億 6,738 万 5,938 円となっておりまして、合計の滞納額につきましては 3 億 5 万 9,046 円、大体約 3 億円となっております。そういう状況でございます。

この滞納整理の取り組み及び徴収率向上に向けての対策でございますが、町の重要な財源であります税につきましては、国からの税源移譲に伴いまして、さらに税収確保の自助努力というんですか、それを高めていかなければならない状況にございます。

地方の景気も横ばいもしくは下降ぎみで、納税者の収入、所得も伸びない中、厳しい状況であります、税収の確保のため納税の公平を保つことが基本原則でありますので、例年実施しております 10 月から 12 月までの徴収強化月間——これは税だけではなくて保育料、給食費、住宅使用料、下水道使用料なども含まれております、として設定いたしまして電話催促そして戸別訪問徴収などを今後も継続して行いまして、また税の滞納に対しては財産、給料、預金、不動産などがございますが、これらの調査及びそして悪質な滞納者というんですか、その方たちに対しましては差し押さえなどの滞納整理事務を強力に進めてまいるようにしております。

このため、今年 8 月から国税徴収官 O B の方を雇用いたしまして、国税における滞納整理及び徴収業務の専門的知識や技術を税務課職員への助言・指導そして研修をしていただきまして、徴収の強化に努めてまいります。

さらに職員で、9 月から現在の少ない職員の中からでございますが、県税務課に徴収の実務研修のために税務課徴収係職員ですが、1 名を来年の 2 月までの半年間派遣いたしまして、今後の徴収体制などの強化に結びつけることとしております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

では、建設課の方から町営住宅の使用料につきましての滞納額、過年度分、現年度分の徴収率を答えさせていただきます。

現年度19年度分につきましては滞納額363万3,895円、これは徴収率としましては97.2%でございます。過年度分は滞納額3,217万9,684円、これの徴収率が15.2%でございます。

滞納への取り組みについてでございます。3カ月以上の滞納者につきまして内容証明による納付催告、契約解除の予告を行いました。納付に応じない悪質滞納者、これは町営住宅家賃滞納事務取扱要領で定めております。この中で6カ月以上滞納があり、そして誠意を見せないという方々に対しては、建物の明け渡し訴訟を起こしております。

判決が確定したまたは和解内容を履行しない方は、7件ございます。先ほどの建物明け渡し等の強制執行の申し立てを行っております。

今後の対応でございますけれども、引き続き悪質滞納者に対しては、町の顧問弁護士の助言を受けながら、建物明け渡し等の法的措置をとることになろうかと思います。

基本としましては、1カ月滞納があれば督促をしております。2カ月以上については電話または文書で指導を行います。3カ月になれば呼び出しました訪問等によっての納付指導を行います。というような内容で、町営住宅の家賃の滞納の事務処理要綱を定めておりますので、その内容に従いまして手続を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

私の方から上下水道料金についてのご報告を申し上げたいと思います。

まず水道料金の方ですけれども、これは議員ご存じのように昨年の10月から水道事業は北九州市の方に統合されておりますので、昨年9月末の現在の数字ということでご理解いただきたいと思います。

水道の料金の現年分の滞納分これが約860万ほど、それから過年度分が870万ほど、合計で1,730万ほどございました。徴収率の方ですが、現年分で95.5%、過年度分で39.3%というふうになっております。

それから下水道使用料の方ですが現年分で1,100万、それから過年度分で520万円ほどの未納があります。合計で1,620万ほどの金額というふうになっております。それから、徴収率の方は現年で96.8%、過年分で43.6%という結果でございます。

この取り組みということになりますけれども、先ほど言いましたように水道事業はもう北九

の方に行きました。下水道事業については芦屋町の方で行っておりますが、この下水道料金につきましてはその算出根拠というものが基本的に水道メーターの水量に基づいて算出いたしております。

ご承知のようにこれまでも水道料金と下水道料金と一緒に取るというふうなことになっておりましたので、昨年の10月以降につきましてこの下水道料金につきましては北九州市の水道局の方に徴収委託を行っております。で、直接私どもの方で徴収というような業務が外れましたので、この辺のところの強化策というのは独自には何も打ち出せないというのが現状になっております。ただ、徴収等につきましては十分に北九州市分と芦屋分と、その辺のところの差がないようにということでの注目をしていかなければならぬというふうには思っております。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

教育委員会の関係で私の方から学校給食それとあと奨学生の貸し付け、この2点についてご回答させていただきます。

まず、給食費でございますけれども、19年度末ということで、現年度分の未納額が282万810円、それから過年度分といたしまして1,399万4,893円、合計しますと1,681万5,703円ということになっております。徴収率につきましては現年が95.7、過年度分につきましてが5.59というふうになっております。

奨学生につきましては、昨年度末で既にもう貸し付けは全部完了いたしておりまして、今、回収という形の20年度以降なっております。貸付者は今全然おりませんので、回収ということになっておりますが、今現在におきまして未納額が2,027万6,000円ちょうどでございます。これは調定額に対しましての徴収率が28.65%という現状でございます。

私どもこの4月から給食に限ってでございますけれども、小中学校200円ずつ値上げをさせていただきました。仕入れにかかる高騰ということで。この200円の値上げに対して現行、19年度と推移がいかがかということも踏まえてですが、今現在にありますて、現年対比ですけれども、上げたことによっての大きな落差は感じておりません。

まず、私ども今後の対策ということになるわけでございますけれども、現状、私どもがやっております督促状の送付それから電話での催告それから納付相談の実施、こういったのを行っておりますんですけども、実質上効果はないということが現状でございます。私どもの取り組みの姿勢もあるということを私も認識いたしておりますけれども、戸別訪問の実施それから学校との連携による徴収、それから、どうしても経済的にお支払いが難しい家庭への制度的な相談の促進、そ

これから、今各団体で特に福岡市が報道でも出ておりますけれども、先進的な事例を私どもも研究しながら、こういった徴収に対しての強化策を今後改めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは、最後のご質問でございます交通費の助成についてお答えをさせていただきたいと思います。教育の一環というご質問ですが、私の方からは行政改革ということからお答えをさせていただきたいと思っております。

平成16年の10月に遠賀郡合併協議会は解散をされました、この合併協議会の折、芦屋町の非常に厳しい財政状況が示されております。これは、平成15年度予算のまま推移しますと本町の基金は、いわゆる貯金ですが、平成25年度には消滅するというこういう結果でございました。このため、平成16年の10月から各種施策の見直しを実施しております。

この見直しにつきましては芦屋町単独でのまちづくりに向けてということで、議会でのご説明及び住民の皆様へお知らせするとともに、平成17年2月に4回にわたりまして住民説明会を開催して財政状況の現状、それから住民の皆様に対して痛みの伴う福祉の施策それから公共料金、補助金などなどの各種施策の見直しについてのご説明をして理解を求めてきたところでございます。

この各種見直し項目の一つとして、低所得者に対する高校生への通学費補助制度がございまして、見直し結果としては、この通学費補助制度はこれを廃止するという結果でございました。これは福祉施策として実施していたものですが、財政状況及び郡内との比較においてこのような措置といたしたことになりました。

なお、平成16年度の各種施策の見直しの後、平成17年度から町長を本部長とする行政改革推進本部を設置いたしまして、集中改革プランを策定して行革を推進してきております。また、これまでの間、小泉内閣における行財政を見直す三位一体の改革もございました。

今回、教育の一環として小学生、中学生、高校生、大学生への交通費の助成をする考え方はないかというご質問ですが、助成の趣旨はよく理解をするわけでございますが、このような補助制度の新設ということについては難しいものではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは一つずつ質問させていただきます。

第1番目の飼い犬、猫のふん・尿、これは特にトラブルのもとになっているというのもう以前から随分これ続いているというのか、いろんなところでそういったトラブルが発生していることを伺います。そのために条例をつくってほしいという生の声があります。それは本当に隣近所ともトラブルがあつたらコミュニケーションをとらなきやいけない一番大事なご近所づき合いが、そういった猫のふんとかそれから、——猫は鎖をつけておくわけにいかないもんですから、鈴とかつければ飼い猫というのがわかるんでしようけれども、そういったものがない場合においてはとても判断に苦しむという問題点がありますから。隣近所の方であればおうちの猫というのがわかります。でも、現場来てちょっととなると、現場押されたのかとかいろいろ問題があるみたいで、もう険悪な状況になってることを私は何人かの方を見ながら、動物本当に好きな方にとつては何でもないようなことでも、——かわいいでしょう、尿にしてもふんにしても、自分の大好きな犬とか猫とかがやつたものにおいては、どこでやってもかわいいなと思えるんでしようけども、これが事嫌いな人——私なんか犬にかまれましたから犬が怖いんですけど。やっぱり問題を私提示して一般質問しようと思ったら、私の家の土手の方でふんがごそっとしてありました。どこの犬かわかりませんので何とも言いようがありませんけども、いい感じではありませんね。それが隣の犬とかあそこの猫とかになつたら、もうこれはもうふんまんやる方ないということになろうかと思います。

茹田町のことをおっしゃっておりましたので、私も半年ぐらい前に本来はこれを一般質問する予定のために茹田町から資料を取り寄せておりました。このやはり目的として、町内における飼い犬、猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。やはり意識づけというんですか、やはり条例、こういったものがあります、広報紙にはよく載せていただいております。それは私も目にはしておりますが、果たしてどれだけの人が読んでいらっしゃるかなという疑問点もわくわけですけども、やはり条例があり強力にこういった、芦屋町には、皆さんに迷惑かけたときにはこのようになるんですっとかいうことになれば、また意識が違ってくるんじゃないいか、責任をもっと持てるようになるんではないかと、このように思うんですけど。

罰則については命令に、——応勧告をされますね、近所から聞いた場合において町長が勧告をされます。勧告でなおかつそれに従わない場合において、前条の規定による命令に違反した者ということで5万円以下の罰金に処するということで、このように罰則は設けております。

私も美化環境条例の中で瓶、缶の問題で、たしか5万円かなんかの罰則をつけて条例化した記

憶があるんですけれども、やはり罰則、お金を取ることが目的ではなくて、このように皆さんに迷惑をかければこういった状況にあるんですということの意識づけはぜひやっていただきたいなと、このように思うんですけど。芦屋町には環境美化に関する条例それから先ほど言わされました飼い犬条例、このどちらかにこの問題点が導入できればいいんですけども、私も読んでいたんですがなかなか、防止条例ですかふん害の、この条例をこちらの2つの条例の中にかみ込むというのはなかなか難しいような感じでいるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

確かにおっしゃいますとおりに環境美化条例でこれを適用するというのは非常に難しゅうございます。ただ、犬につきましては飼い犬条例の中で、ふんの処理の責務はきちんと条例で義務づけております。ただ、先ほど言いましたように罰則規定はございません。県の条例にも罰則規定はございます。ただ県の条例の罰則規定につきましては、ふん害等については除くということになっております。例えば危険な犬を放し飼いにしておるとか、そういうものについては罰金行為もございますが、ふんの処理というのはマナーの範囲で、県の条例もそこまでは明記してございません。

ですから、犬はきちんと条例措置しておりますので、その対応はとれるところでございます。ただ罰則がないということでございます。ですから、これに伴いまして、いろんな意味で飼い主の責務というところでの提案は十分にしていきたいと思います。ただ猫の場合につきましては各自治体で猫の問題があつておりますが、犬の場合は狂犬病の対応で条例をつくっておりますが、猫については、先ほど議員がおっしゃいましたように飼い猫か野良猫かがわからないというようことで、どこも条例措置はしておりません。芦田町でも飼い犬条例はございますが、犬、猫のふん尿害の実態を踏まえて、そういう条例でつくられているということだと思います。ただ、地域性だとかいろんな状況もございますので、条例だけでは読めないところもあります。したがいまして、どういった経緯で条例を設置することになったかとということの調査もしたうえで、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

その点についてはよろしくお願ひいたします。答弁で30分ちょっと超えておりましたので、私がたくさん出し過ぎてすみません。ほかの問題に移らせていただきます。この問題よろしくご

検討お願ひいたします。

それでは、2項目めの各種税及び利用料について、先ほどるるご説明いただきました。その中でトータルいたしますと4億になっております。先ほど述べていただいた分のトータルだけでも4億956万ということになっております。いろんな今のこの社会情勢ですから大変回収には手間をとったりとか、いろんなことが起こっているだろうと思います。努力もなさっている。私は建設課ですから先ほどおっしゃってましたように、建設課はすぐ裁判にかけたりとか督促したりという問題で前向きに今取り組んでいただいておりますし、税の方でも、—私が1回ちょっとおくれたらすぐ督促状が来ましたので、あ、これは早目に払ってあげよう、あ、これはうつかりしてたというのがあって、あ、なかなか迅速にやっていたいいるなということを考えたわけですけれども、なぜこのように、—今このような芦屋町の財政状況になって本当にむだを見直しました未納を回収していくという、これに取り組んでいかなければとても収入を得るということは難しい。競艇場も厳しい状況にありますので、自助努力ということを先ほど税務課の課長さんがおっしゃっておりましたけれども、やはり各担当課において、今まで努力はなさってたんだと思いますけれども、それが余り徴収率につながらなかつたという要因があるということも先ほどおっしゃってましたけども、どういったことなんでしょうか。

やはり、今まで財政的に豊かであったので、こういったものが余り目立たなくて済んだというふうに私も、—自分自身も安易であったなど、本当にもっと早くこういったものに目を向けながらやっていかなきゃいけなかつたんじやないかという思いでいっぱいなんですが、まず給食費において、昨今、銀行引き落としということになって滞納がふえたというマスコミの報道がありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

給食費にかかる分で、私どもは実は公会計という形で、町村によりましては私会計ということで、いわゆる学校での徴収ということで学校の、二種類が実はあるわけでございます。私が認識しておる中で、やっぱり学校での徴収というのは確かに功を奏すというふうには結果としてあるのかなというふうには思ってます。ただ、どれだけの効果があるかということは私はそこまで調査いたしたことはありません。

引き落とし制度ということが悪いのかという話は、今回、実は私ども全体でございませんけれども、福岡市の事例を聞くことがありました。福岡市につきましては、公社ということで別の団体に委託をしてるという徴収方法の中で、福岡市は口座引き落としというのを推奨しておるという現状を私は聞きました。その中で現場でのいろいろの問題も含めながらということがあろう

かと思います。

私は口座引落制度がマイナス要因ではないと研修会で聞きました。芦屋がどうであるかということは、調査いたしておりませんけれども、現状としてはそうではないかなというふうに思っております。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは奨学金制度で、もう貸し付けは終わって回収段階に入ってるということでございましたので、あと何人分で大きい額の人が1人で幾ら、そこまでは出ておりませんか。どんなふうな状況ですか。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

奨学金につきましては19年度で最終2名の方の貸し付けが終わりまして、すべてが回収ということになっております。貸し付け1人当たりということで、月4万で計算しますと48万、それが4年間ということで192ですか。こういった、いわゆる4年大学生については貸し付けをやるというふうになっております。これの今回回収を倍期間で回収していくということになっておりまして、1人当たりの最高額はそういうふうな数字であると。これは長期間によって回収をさせていただくことになっておりまして、私どものこの回収に当たりまして、既に卒業して今の状況の中で、毎月4万借りておられる方は2万返済という形に状況になります。雇用状態そういう就職、そういうものも不安定な中でということで非常に無理があるというふうには承知はしておりますけれども、やはり連帯保証人の方たちとの詰めをしながら、回収をという形にしていくという方向でございます。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

人数。

○学務課長 富永 秋則君

人数につきましては、今現在資料はこの手元には思っておりません。もし後で必要であればお上げいたします。

○議員 10番 益田美恵子君

はい、よろしくお願ひいたします。この給食費の問題について小倉南区の、小学校の名前はわかりませんけども、本当に収納率が100%に近いという、それを父兄の方々と話し合いを持っているいろんな方法でそのようになっていったというお話をちょっと耳にしてましたから行きたかったんですけども、ちょっと研修に行くのが間に合わなくて、また後日改めて行ってみたいなどいうふうには思っております。

それから税の方ですけども、国民健康保険税で1億4,000万ございますよね。当然徴収率は8.0ということで、大変厳しい社会情勢の反映かとも思いますが、一番多い方で幾らぐらいの金額になっているのか、短い時間でお願いします。あとまだあります、すみません。

○副議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

国民健康保険税で滞納額の一番多いとか、金額的なものですとか、資料的なものをちょっと準備しておりません。大変申し訳ございません。それで、現在の全体的な高額滞納者というんですか、100万円以上の方というんですか、その方については約50名程度おられまして、その分の滞納額が約1億3,000万ほどになっております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは、税の徴収については先ほど国税徴収官という方を雇われて取り組んでいくということでございますので、すべての税につきまして取り組んでいただくことをお願いして、この点については終わりたいと思います。

続きまして公共交通機関について。

町民の方から要望を伺っておりますので、それをちょっとお読みしたいと思います。折尾から栗屋方面においては平日の最終20時35分、20時35分折尾発で21時17分が栗屋ですね。これは高校生が部活がおそくなったり、仕事をされている方が、通勤されている方が残業があれば乗れない。その後、鶴松までのバスは5本もあるということですね、ので、そのうち2本か3本でも栗屋まで行ってほしい。特に日・祭日は18時45分折尾発の19時23分栗屋が最終のため、このバスに乗りおくれると鶴松より歩くため本当に危ない、子どもだとかがですね。大変遠うございますから。その後6本も鶴松まではバスが来る。私も市営バスは栗屋まで行くものと思って飛び乗ったら鶴松でおろされて、終点でございます。え、市営バスが鶴松でとまるんですかって言った経緯があって初めてわかったんですが、栗屋の方々はとにかく町長に要望書を出

したいということで、じゃあまずは私が今回取り上げさせていただこうということでやっているわけです。

それから通学については小中高校、16時以降のバス、東小16時18分に乗りおくれると17時51分までバスがなく、1時間半ぐらい待つですね、バス停で1時間以上待っている。通学の時間帯16時から19時30分の間だけでも全部栗屋行きにしてほしい。朝の始発も鶴松からしか出ず、その後も何本か鶴松より発車。朝の通勤通学時も全部栗屋より発車してほしいという、鶴松まで送ったり迎えに行ける日は——お母さんが勤務しますので、ほとんどの方が勤務しますので。子どもさんが鶴松どまりでおりたときに、夜迎えに行けない日も、——八幡の方に勤めておればそれはできないと。そういったときに、行けない日は歩かせるしかないので大変心配であるという、このような陳情をいただきました。

確かにこの表を見ましたら時間帯が乗りおくれたらほんと子どもたちはバス停で座ってなきやならないという問題点、それからおそい時間にやはりありませんでした。この方がおっしゃるよう。この表も添えてくださったんですけども。やはり芦屋町においての商店街の問題とか交通機関の問題というのは、私たち芦屋町にとっての必須条件かと思います。それをぜひ、平成19年の10月14日に改正の時期に、本来だったら気がついてほしかったなという思いが私は否めないわけです。もっと町民の方の声、またそういった行動が目に入っていれば、もう少し何らかの手が打てたんではないかなという気がしてならないわけです。芦屋町にとってはただ単なる市営バスじゃなくて、花火大会とか競艇とか市営バスを使っているわけです。もうほかの地域とは全く違うというそういった私は考えているもんですから、やはり交渉の時点においては、確かに本年度は11カ所ぐらい市営バスが廃止路線をやるというような計画もあったようでございますので、その対象に多少入ってきたかなという、これがどんどんまたふえていったら、足の確保をどうするんだろう。

きのうも一般質問の中で人口問題がございましたときに企画課長ですか、頃末経由が少なくなったので、やはり向こうの北九州方面に流出したんではないかというお話もちょっとされておりました。確かに皆さんの中としては、もう芦屋町に住むメリットがないと言われる、もう私はこれで一番胸が痛いんですけど。栗屋の方たちは高齢者の方は遠賀の方までタクシーで、芦屋に来るんだったら遠賀に、同じタクで行くんならもう遠賀町の方に買い物に行った方がいいという方がいらっしゃるというお話を聞きましたし、岡垣に勤めている方が遠賀町の役場前までは会社の車で来て、それからタウンバスに乗って正門町でおりて、そして市営バスに乗って山鹿でおりてはまゆう団地まで歩いて帰るという方が現実いらっしゃるんです。もうその方見るたんびに、本当申し訳ないなという思いがいたします。

で、この問題と最後の交通費の問題については、私はもう幼稚園からお金がかかる、教育費に。

小学校でも鶴松まで栗屋から鶴松まで1カ月3,060円かかります。それに今度は留守家庭に預ければまたかかります。中学生で芦屋町で3,600円、折尾まで高校生は1万800円。授業料と積み立てをやれば2万5,800円です。毎月それがかかっていくわけです。このやっぱり社会情勢の厳しい中で、大変皆さんは苦慮されてる。町も苦慮してますし、町民も大変生活していくのに大変苦慮しているわけです。その中で、やはり働くねばならないという状況もあります。それから働くためには今車で行かれる方は原油高ですね。それから食料品などの急騰が家計や中小企業の経営を直撃し、国民生活がかつてない危機にさらされております。ほんとそういった観点から、我が党におきましても物価高から国民の生活を守るべく緊急経済対策をまとめて定額減税、家計を支援していこうとか3本柱をしております。最後に町長の、全体を含めた町長の答弁をいただきまして終わりたいと思います。

○副議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず、1点目の公共交通機関の件でございますが、益田議員のおっしゃられることはよく理解できます、そういうことだと思いますが。ご存じのように芦屋町は西鉄バスの路線廃止によってタウンバスを運行しております。これは赤字でございます。しかし、西鉄バスの路線廃止に伴いまして、町民の足ということですから、赤字であろうとこれは行政としてやらなければならないということは思っております。

しかしながら北九州市営バスというものは北九州の交通局が運行しておるわけでございます。法律に基づいてやっておられわけでございます。で、たしか夏前ぐらいの新聞でしたか北九州の北橋市長が議会でこの問題について発言されておるわけでございますが、経営が厳しいということで、交通局の存続問題になって、市民の足となっているので経営改善をやりながら継続するというご発言がなされておるわけでございます。

確かに芦屋は議員がおっしゃられたように北九州の交通局の経営改善の一環の中でそのようになっております。議員各位が昨日からご質問のように。芦屋町といたしましてはその件につきましてはやはりお願いするしかない。何とか住民の方々の利便性を図るために、北九州市と交渉いたしましてお願いをするつもりでございます。

やはり本町は言われましたように公共交通機関全体像、路線のあり方ということにつきましては常日ごろ調査研究が欠かせないものと承知しております。所管に対しましても指示をいたしておりますところでございます。このようなことでございますのでご理解を賜りますことをお願いいたします。

それから交通費の助成問題についてのことのございますが、先ほど企画課長がこの経緯につい

て述べておりましたが、現時点での問題をじやあ検討するという答弁ができるかというと、検討することは来年度の予算に反映するかどうかということでございますが、現在ではご存じのように現下の情勢でございますので、今私が答弁できるのは、今の時点で検討というのはやはりちょっと難しいのではないかと。ただしいろんな、議員言われましたように地方と格差問題ということで自由民主党、民主等、公明党等の各党政策がその辺で一致しておるやに私は感じておるわけでございますが、恐らく近い将来、地方のそういう交通問題についても何らかの政策が出てくるのではないかと期待しております。今現在芦屋の財政状況の中で、申し訳ないですが近い将来の課題としてということでご答弁させていただきます。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

以上で益田議員の一般質問を終わります。